



金 沢 市 公 報

第 3 1 4 3 号 の 2

令和6年(2024年)4月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の

支給に関する要綱の一部改正について

(福祉政策課) 1

告 示

◎金沢市告示第128号

金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱(令和5年告示第170号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月22日

金沢市長 村 山 卓

目次中「第6章 雑則(第48条―第50条)」を

「第6章 令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金(第48条―第58条) に改める。

第7章 雑則(第59条―第61条)」

第50条を第61条とし、第49条を第60条とし、第48条を第59条とし、第6章を第7章とする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金

(令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給対象者)

第48条 住民税非課税世帯等緊急支援給付金のうち、この章の規定による給付金(以下「令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金」という。)の支給の対象となる者(以下この章において「支給対象者」という。)は、令和6年1月1日(以下この章において「基準日」という。)において、次の各号のいずれかに該当する者で、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地方税法第323条の規定に基づき市町村の条例で定めるところにより、令和5年度分の市町村民税の均等割が全額免除される水準又は所得割のみが全額免除される水準となったものを含む世帯(以下この章において「支給対象世帯」という。)の世帯主とする。

(1) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、本市で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)

(2) 基準日において、本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、本市以外の市町村で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて当該本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、所有する住宅又は家財が本市に所在するもの

(3) 前2号に掲げる者に類する者として市長が別に定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、同項の世帯に対する令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の給付について、既に第3章に規定する追加緊急支援給付金(以下この章において「追加支援給付金」という。)又は第4章に規定する均等割のみ課税世帯緊急支援給付金(以下この章において「均等割のみ課税世帯緊急支援給付金」という。)の支給を受けた世帯(以下この章において「所得割非課税世帯」という。)の所得割非課税世帯であって、当該世帯に対する追加緊急支援給付金の支給に関し、第20条第2項の規定による確認書の提出若し

くは第21条第1項の規定による申請が行われず、又はその支給の拒否若しくは辞退があった世帯及び均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給に関し、第30条第2項の規定による確認書の提出若しくは第31条第1項の規定による申請が行われず、又はその支給の拒否若しくは辞退があった世帯を含む。)と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給対象世帯とはしないものとする。

(被災子育て世帯加算の支給対象者)

第49条 市長は、支給対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者(以下この章において「被災子育て世帯加算支給対象者」という。)に対しては、令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金に被災子育て世帯加算を行うものとする。

(1) 基準日において対象児童(被災子育て世帯加算の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)が同一世帯に属しているもの

(2) 前号に掲げる者に類する者として市長が別に定めるもの

(受給権者等)

第50条 令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金(被災子育て世帯加算支給対象者にあつては、当該被災子育て世帯加算支給対象者に係る被災子育て世帯加算を含む。第53条から第58条までにおいて同じ。)の支給について、第53条第1項の規定により申請書を提出し、及びこれを受けることができる者(以下この章において「受給権者」という。)は、支給対象世帯の世帯主(当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者))とする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯主が配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者である場合その他の特に配慮が必要と認められる場合における、支給対象者及び受給権者の取扱いについては、市長が別に定める。

(令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給額)

第51条 令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給額は、支給対象世帯1世帯につき100,000円とする。

(被災子育て世帯加算の支給額等)

第52条 被災子育て世帯加算の支給額は、対象児童1人につき、1回に限り、50,000円とする。

2 被災子育て世帯加算の対象児童は、平成17年4月2日から令和6年10月31日までの間に出生した児童とする。

(申請による支給等)

第53条 令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給は、市長が別に定める申請書(以下この章において「申請書」という。)の提出による申請により行うものとする。

2 申請書による申請に基づく令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給の申請を行う者(以下この章において「申請者」という。)が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な事由があるときに限り行う。

(1) 指定口座振込方式(申請者が申請書を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 窓口現金受領方式(申請者が申請書を市長に提出することにより、市の窓口で現金を交付する方式をいう。)

3 申請者は、令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給の申請に当たっては、公的身分証明書の写しを提出し、又は提示するものとする。

(申請受付開始日及び申請書等の提出期限)

第54条 令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

2 申請書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年10月31日とする。

(代理による申請)

第55条 代理人(代理により第53条第1項の規定による令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給の申請を行うことができる者をいう。以下この章において同じ。)は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日において、受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人
 - (3) 親族その他の平素から受給権者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの
- 2 代理人は、申請書の提出をするときは、申請書の委任欄への記載をするものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。
- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給決定及び支給)

第56条 市長は、第53条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給を決定し、当該受給権者に対し、令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金を支給する。

(令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給等に関する周知)

第57条 市長は、支給対象者及び子育て加算支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第58条 第54条第2項の期限までに令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給の申請を行わない者は、被災世帯緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第56条の規定により令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他受給権者の責めに帰すべき事由により令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

令和6年(2024年)4月22日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄